

## 第5回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

開催日：平成22年11月12日（金）

時間：午後2時～午後4時

会場：役場101会議室

参加委員：16名（欠席委員25名）

会議次第：1 開会

2 挨拶

3 報告

1) 各グループより検討内容について報告

4 議題

1) 前文について

2) 第10章 条例の見直しについて（全1条）

5 その他

6 閉会



1 開会（委員長）

2 挨拶（委員長）

3 報告（A～Dグループの報告者）

- ・各グループにおいて討議した結果について、全体で共有することを目的とし、報告者により検討結果について報告。（以下については、委員より意見のあった条例について記載しております。）
- ・第6回以降の全体会議にて、改めて全体の条文を1条ずつ検討予定。

1) 住民投票について（第16・17条）

（住民投票）

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の請求と発議）

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

## ○検討委員からの意見

- ・日本は間接民主主義（議会制民主主義）の国である。一方、住民投票は直接民主主義の制度である。この条文が条例としてふさわしいものかみんなで検討する必要がある。地方自治法第74条で規定しているのは、条例の制定・改廃等についての請求であり、住民投票に関して謳っている条項ではない。その点でもどうなのか？
- ・極めて重大な影響を及ぼす事由について、判断するのは本来議会であり、それを住民に委ねる点もどうなのか？
- ・個別の案件について条例を作成するのではなく、常設の住民投票条例を策定すべきではないか。
- ・実際に制度の運営を考えた場合、その都度条例をつくり住民投票を行うやり方は、今やろうとするまちづくりにまで必要なのか。本来行政がやるべきではないか？
- ・請求できる権利の前に、まず請求できるといった条例自体を自治基本条例に規定すべきかが先である。住民投票を行って良いとした法律はないと考える。
- ・町民に信託された議員がいる中で、住民投票をなぜ行うのか。もっと町民の参加を求めてその結果を議会で検討してもらえば、きちっとした民意も反映できる。
- ・町民の意見を直接求めるケースも考えられる。
- ・規定することで町民の理解を図れるのであれば、規定すべきではないか。制度として条例に規定するのであれば、第17条のみでも良いのではないか。
- ・自治基本条例は憲法や地方自治法を超える規定はできない。この規定についても再度検討が必要ではないか。



## ●結果

- ・憲法や地方自治法等との関係も考慮し再度全体で検討とする。

## -----次の意見へ-----

### 2) 総合計画と行政評価について（第35・36条）

#### （総合計画）

- 第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源や地域の特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

### ○検討委員からの意見

- ・ 三権分立の中では、議会が行政を監査していく役目を持っている。その点は行政評価においてはどうなるのか？
- ・ ここで規定している評価とは、もっと範囲の広いものに対するの評価と考える。
- ・ 行政評価は総合計画をチェックする役目を持っている。総合計画の条文のなかに見直しの規定を設ける必要があると考える。
- ・ 行政評価についても条文の中に、見直しに関する期間を規定する必要もある。
- ・ 第35条と第36条を一つの条文にするといった考えもある。
- ・ 大きく総合計画に係る評価であれば、総合計画の規定に行政評価も盛り込むべきではないか？
- ・ 条例の構成を考えれば、この2条を分けて規定しても良い。ひとつでは規定しにくいと考える。
- ・ 本来、すべての業務に対して評価はされるべきである。権利として行政評価を規定しながら、全てにおいて運用されないのであれば町民に対して説明できないのではないか。



### ●結果

- ・ 行政評価については、今後どのような方法で実施していくべきか課題であるが、制度自体の中身になってしまうので、自治基本条例の条文の検討とは異なる。行政において検討してもらうことと考える。
- ・ 条文の文言は、できるだけわかりやすくすべきである。解説書等で行政評価がどのような制度か説明することにより町民の理解を得られるよう検討する。

#### 4 議 題 (委員長)

- ・前文及び第10章条例の見直しについて全体で協議。結論まで至らなくても今回の意見を踏まえ、改めて全体で検討する。

##### 1) 前文について

～草案より～

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44kmで面積1,320km<sup>2</sup>という広大な面積を有しております。

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁を中心とした魚場が開設されたことに始まり、明治2年(1869年)に90人余りの人が団体で移住したのを契機に本町の開拓がはじまりました。

冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム、昭和48年から昭和58年の新酪農村の建設により、現在では生乳生産量が日本一の酪農の町となりました。

一方、平成17年(2005年)には、野鳥などの野生生物の宝庫となっている、野付半島と野付湾、それに風蓮湖が国際的に評価の高い、ラムサール条約に登録され、将来的にわたって、自然環境の保全が図られることとなりました。

別海町で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちづくりを進めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを育てながら、未来を担う子供たちに引き継ぐため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

##### ○検討委員からの意見

- ・魚場とあるのは漁場ではないか。
- ・鯨漁については、漢字が難しいのでカタカナに直した方が良いのでは。(鯨→ニシン)
- ・90人余りの人の文言については、90人余りの人たち又は人々としてはどうか。
- ・別海町の中には、道立自然公園指定の地域もある。自然環境の保全に関連して規定すべきではないか。
- ・北海道遺産(根釧台地の格子状防風林・野付半島と打瀬舟)に登録されているものも、盛り込んでどうか。
- ・生乳生産に関する文章表現が、パイロットファーム及び新酪農村によるものと読み取れる(既存の農家の存在がない)。

##### ●結論

- ・文章構成や表現について、再度全体で協議する。

## 2) 第10章 条例の見直しについて

～草案より～

(条例の見直し)

第45条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 議会及び行政は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

### ○検討委員からの意見

- ・特になし

### ●結論

- ・今回意見は出ませんでした。再度全体で協議する。

## 5 その他 (委員長)

- ・事務局より、これまでの策定経過及び今後の予定について説明。
- ・次回の全体会議について日程調整。

### ○検討委員からの意見

- ・条例を検討し提言書を提出していく過程の期間が短いと言わざるを得ない。運用面に支障が出ることを懸念する。
- ・議会の章について、素案作成の経緯や考え方を議員から聞く機会は今後ないものか。
- ・作業のスケジュールを念頭に検討し、その中でより多くの町民の意見を聞けるよう最大限努力するべきである。やむを得ない場合も全体での判断である。

## 6 閉会 (委員長)